

3 障害児者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保

《取組の方向》

障害児者・要介護者が住み慣れた地域で必要な歯科検診・治療・保健指導、口腔ケアが受けられるよう取り組みます。

(1) 現状と課題

- ① 障害児者・要介護者にとって歯科検診・治療・保健指導、口腔ケアは重要であり、必要な検診等の機会を確保することが求められています。
- ② 入所型の介護・福祉施設で定期的な歯科検診を実施する施設の割合は、28%となっています(表2)。

表2 入所型介護・福祉施設における歯科検診実施状況

(健康増進課「H23 栃木県要介護高齢者・障害児の歯科保健医療に関する実態調査」)

施設区分	年1回以上	年1回未満	未実施	未記入・不明	合計
介護施設 (%)	41 (23.4)	31 (17.7)	99 (56.6)	4 (2.3)	175
身体障害者施設 (%)	3 (30.0)	4 (40.0)	3 (30.0)		10
知的障害者施設 (%)	18 (51.4)	11 (31.4)	6 (17.1)		35
合計 (%)	62(28.2)	46 (20.9)	108 (49.1)	4 (1.8)	220

- ③ とちぎ歯の健康センター事業として福祉施設巡回歯科健診を行っており、この機会を活用するなどした歯科検診と歯科保健指導の実施が求められています。
- ④ 入所型の介護・福祉施設で口腔機能向上に取り組む施設の割合は、54%と約半数に止まっています。

【用語解説】

歯科保健指導(p.27)、栃木県要介護高齢者・障害児の歯科保健医療に関する実態調査(p.28)、とちぎ歯の健康センター

第5 歯及び口腔の健康づくりのための施策

3 障害児者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保

表3 入所型の介護・福祉施設における口腔ケアや口腔機能向上の取組状況
(健康増進課 「H23 栃木県要介護高齢者・障害児者の歯科保健医療に関する実態調査」)

施設区分	施設数	取組んでいる	(複数回答)				取組のない
			舌や粘膜など歯以外の口腔内の清潔を保つ取り組みを取り入れている	義歯の手入れを行っている	「健口体操」など口腔機能維持向上のための取り組みを取り入れている	歯科医師や歯科衛生士による指導や実践を取り入れている	
介護施設	175	172 (98%)	131 (75%)	163 (93%)	110 (63%)	70 (40%)	3 (2%)
身体障害者施設	10	9 (90%)	6 (60%)	6 (60%)	5 (50%)	3 (30%)	1 (10%)
知的障害者施設	35	28 (80%)	12 (34%)	24 (69%)	3 (9%)	17 (49%)	7 (20%)
合計	220	209 (95%)	149 (68%)	193 (88%)	118 (54%)	90 (41%)	11 (5%)

- ⑤ 介護・福祉施設関係者などが口腔ケアの技術を身につけることなどにより、日常的に口腔ケアや口腔機能向上に取り組むことが求められています。
- ⑥ 入所型の介護・福祉施設で歯科専門職による指導や実践を取り入れている施設の割合は41% (表3)、また介護保険の口腔機能維持管理加算を算定している介護施設は20%に止まっています。
- ⑦ 入所型の介護・福祉施設では、口腔ケアや口腔機能向上、歯みがき指導等に積極的に取り組みたいとしており、歯科専門職の積極的な関与が求められています。
- ⑧ とちぎ歯の健康センター診療所で、専門スタッフによる障害児者の歯科診療・歯科保健指導を実施しています。
- ⑨ 栃木県歯科医師会や地域の基幹病院の協力により、地域の歯科診療所が相談や一次歯科診療の機能を担い、障害や歯科治療の程度に応じて高次の病院と連携していく「栃木県心身障害児者歯科医療システム」が構築されていますが、一層の有効活用が必要です。
- ⑩ 在宅医療の推進に伴い、障害児者・要介護者に対する訪問歯科診療・訪問保健指導の普及が求められています。
- ⑪ 障害児者・要介護者が、身近な歯科診療所で安心して歯科診療・保健指導を受けられる環境づくりが求められています。

※データの出自：H23 「栃木県要介護高齢者・障害児者の歯科保健医療に関する実態調査」

【用語解説】

歯科専門職(p.27)、栃木県心身障害児者歯科医療システム(p.28)、訪問歯科診療・訪問保健指導(p.30)

(2) 主要目標

- ① 訪問歯科診療、訪問歯科保健指導に取り組む歯科診療所の増加
直近値 180箇所 (H23 歯科医師会調べ)
目標値 200箇所以上
- ② 口腔ケアに取り組む介護・福祉施設(入所型)の割合の増加
直近値 95%
(「H23 栃木県要介護高齢者・障害児者の歯科保健医療に関する実態調査」)
目標値 100%

(3) 県の取組

- ① 介護・福祉施設関係者に対し、歯科検診・保健指導、口腔ケアの重要性やセルフケアの技術の啓発を進めます。
- ② 歯科専門職に対し、介護・福祉分野への理解や対応の技術の啓発を進めます。
- ③ 歯科専門職と介護・福祉関係者の連携の取組を支援することにより、プロフェッショナルケアの導入を促進します。
- ④ とちぎ歯の健康センター診療所による障害児者の歯科検診・治療・保健指導を進めるとともに、検診後も継続的に治療や保健指導を実施していくための地域との関係機関との連携体制の構築に努めます。
- ⑤ 訪問歯科診療等の普及や障害者歯科医療システムの充実を図ることにより、地域における歯科検診・治療・保健指導を推進します。
- ⑥ 障害児者・要介護者が、身近な歯科診療所で安心して歯科診療・保健指導を受けられるための啓発を進めます。



【用語解説】セルフケア(p.28)、プロフェッショナルケア(p.30)

4 歯科保健医療提供体制の整備

《取組の方向》

保健・医療・福祉・教育等様々な分野の関係者の資質向上や連携に取り組み、歯や口腔の健康づくりに繋がります。

(1) 現状と課題

- ① 市町村において住民の健康づくりの施策に歯や口腔の健康づくりを取り入れることは重要であり、また歯科保健に関する条例や独自の計画策定の動向もあることから、市町村の歯科保健推進のための総合的な取組への支援が求められています。
- ② 歯や口腔の健康づくりが関係する分野は、保健・医療・福祉をはじめとして教育など様々な分野に広がっており、各分野の関係者が資質向上に努めることが求められています。
- ③ 保健・医療・福祉サービスの適切な提供のために歯科保健医療分野が果たす役割は大きくなっており、地域における関係者の連携が求められています。

(2) 主要目標

- ① **歯や口腔の健康づくりに取り組むための計画がある市町村**
直近値 24/26 市町村
(健康増進法に基づく健康増進計画に歯や口腔の健康づくりの記載がある、または独自の歯科保健計画を策定している)(H23 健康増進課調べ)
目標値 全ての市町村
- ② **歯科専門職が参画する保健・医療・福祉関係の連携の組織がある保健医療圏**
直近値 3/5 保健医療圏
(H23 栃木県在宅医療連携ネットワーク事業実績)
目標値 全ての保健医療圏

【用語解説】 栃木県在宅医療連携ネットワーク事業(p.28)

(3) 県の取組

- ① 歯科保健推進のため、全県的な拠点としてのとちぎ歯の健康センター、地域の拠点としての健康福祉センターを中心に、歯科保健医療提供体制の整備に努めます。
- ② とちぎ歯の健康センターにおいて、歯や口腔の健康づくりの重要性やセルフケアのスキルを高めるための啓発および啓発資料の開発に取り組みます。
- ③ とちぎ歯の健康センターなどにおいて、保健・医療・福祉・教育など様々な分野の関係者に対して研修を行うなど、歯や口腔の健康づくりの関係者の資質向上に取り組みます。
- ④ 健康福祉センターなどにおいて、歯や口腔の健康づくりの関係者の連携のための取組を支援します。
- ⑤ 健康福祉センターなどにおいて、市町村の健康増進計画や歯科保健計画の策定・評価、推進のための取組を支援します。
- ⑥ 糖尿病・脳卒中など生活習慣病の療養、口腔がんの適切な診断と治療、在宅医療などにおける医科歯科連携の取組を支援します。



【用語解説】健康福祉センター(p.26)、医科歯科連携(p.24)

第6 計画の推進体制

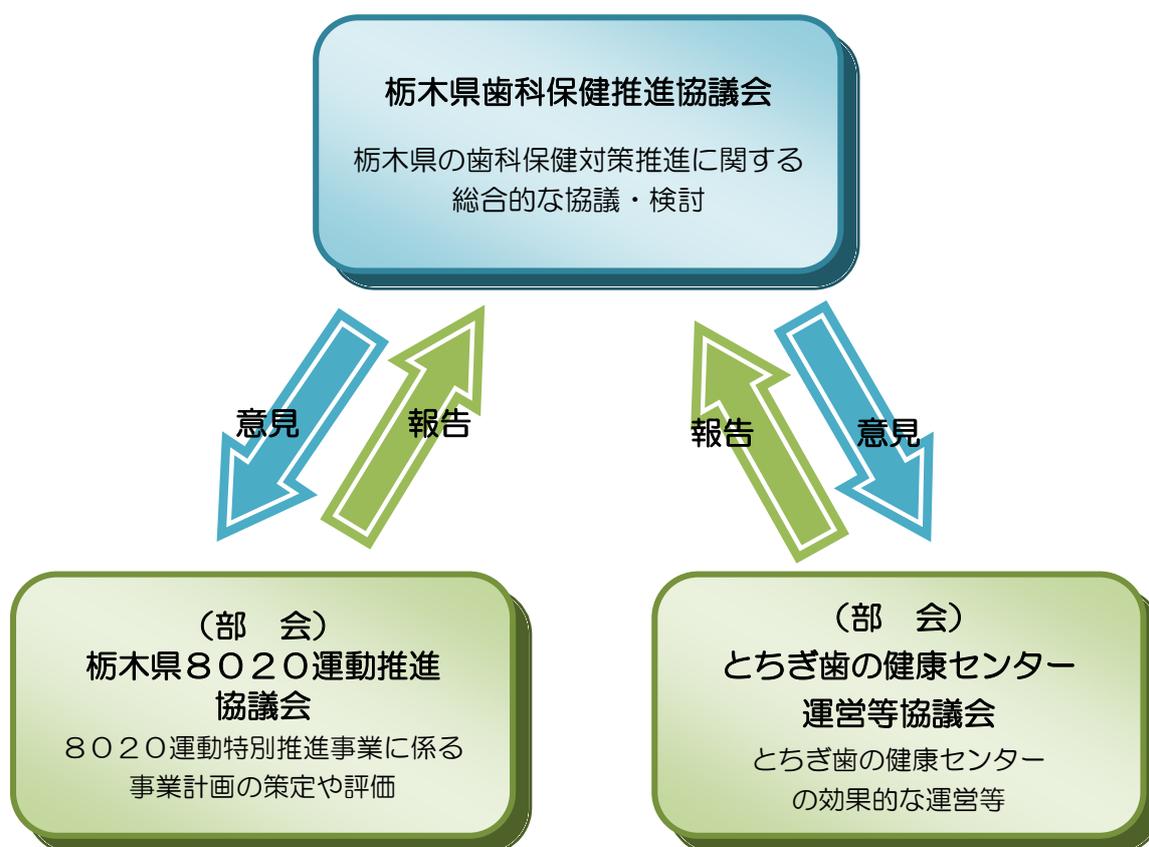
県では栃木県歯科保健推進協議会、栃木県8020運動推進協議会、とちぎ歯の健康センター運営等協議会を設置し、歯科保健を総合的かつ計画的に推進することとしています。

栃木県歯科保健推進協議会は、様々な分野の専門家により総合的な歯科保健対策を協議しています。

栃木県8020運動推進協議会は、8020運動推進特別事業の効果的な実施について協議しています。

とちぎ歯の健康センター運営等協議会は、とちぎ歯の健康センターが行う障害者歯科診療、巡回相談、普及啓発等の効果的な実施について協議しています。

また、とちぎ歯の健康センターおよび健康福祉センターは、歯科保健普及啓発事業等の実施や市町村等が行う歯科保健対策への支援等を行っています。



【用語解説】 栃木県歯科保健推進協議会 (p.28)

第7 計画の進行管理

この計画の推進にあたっては、目標（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、反映（Act）のPDCAサイクルを確立させ効果的かつ着実に推進することとします。

（年次報告等）

第十条 知事は、毎年、県議会に、歯及び口腔の健康づくりの状況並びに県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、毎年、前項の報告に係る歯及び口腔の健康づくりの状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを県議会に提出しなければならない。

いいひと いいこと つぎつぎとちぎ 携帯サイト Foreign Language 文字サイズ・色合いの変更

栃木県 TOCHIGI PREFECTURE

サイト内検索 Google®カスタム検索 検索 サイトマップ

このサイトの使い方 組織から探す テーマから探す

ホーム くらし・環境 福祉・医療 教育・文化 社会基盤 産業・しごと 県政情報

ホーム > 福祉・医療 > 健康・保健衛生 > 生活習慣病 > 歯と口腔の健康づくり > 歯及び口腔の健康づくりに関する報告書について

更新日：2011年9月22日

歯及び口腔の健康づくり

- 栃木県歯科保健基本計画（案）に関するパブリックコメント（県民意見の募集）の実施について
- 平成21年度栃木県の歯科保健
- 栃木県要介護高齢者・障害者の歯科保健医療に関する実態調査
- 一般県民を対象とした歯と口腔の健康に関するアンケート結果

歯及び口腔の健康づくりに関する報告書について

報告書について

歯及び口腔の健康づくりの状況、県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策及び講じようとする施策について、「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」第10条の規定に基づき県議会へ報告するため、「歯及び口腔の健康づくりに関する報告書」を取りまとめたので公表します。

歯及び口腔の健康づくりに関する報告書

- 平成23年度報告書(PDF: 2.571KB)

○歯及び口腔の健康づくりに関する報告書（県ホームページに掲載）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/shika-houkokusyo.html>

【用語解説】PDCA サイクル(p.24)

○栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

平成二十二年十二月二十一日

栃木県条例第五十号

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 基本計画(第十一条)
- 第三章 基本的施策(第十二条—第十五条)

附則

- 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を、関連分野における多様な主体の自律性を重んじつつ、総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防等に資するものであることにかんがみ、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を基礎として、すべての県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をしなければならない。

(市町村との連携等)

第四条 県は、市町村との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を確実かつ効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じた歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定並びに施策の実施が円滑になされるよう助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、歯及び口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯及び口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、健康診査、歯科医療並びに保健指導(以下「歯科検診等」という。)を受けることにより、生涯にわたって、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

第六条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、県が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

(保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割)

第七条 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者は、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることのできる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科検診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第九条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

(年次報告等)

- 第十条 知事は、毎年、県議会に、歯及び口腔の健康づくりの状況並びに県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。
- 2 知事は、毎年、前項の報告に係る歯及び口腔の健康づくりの状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを県議会に提出しなければならない。

第二章 基本計画

- 第十一条 知事は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 歯及び口腔の健康づくりの意義及び目標に関する事項
 - 二 歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する重要事項
- 3 基本計画は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、市町村の長及び歯科保健医療サービスに関して学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、歯科保健医療サービスをめぐる情勢の変化を勘案し、並びに歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(調査研究等)

- 第十二条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を効果的かつ適正に実施するため、歯及び口腔の健康づくりの方策並びに歯及び口腔の健康と心身の健康の保持及び

増進との関係に関する事項について、調査研究及びその成果の普及並びに情報及び資料の収集、整理、分析及び提供に努めるものとする。

(学習の機会の提供等)

第十三条 県は、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであることについての県民の関心及び理解を深め、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を促進するため、学校、家庭、地域、職域その他の様々な場において、多様な学習の機会の提供、知識の普及、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることが促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(連携協力体制の強化等)

第十四条 県は、歯及び口腔の健康づくりによる県民の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るため、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携協力体制の強化に努めるとともに、当該業務に従事する者に対する研修の実施その他の資質の向上を図るための措置を講ずるものとする。

(要介護者等に係る歯科検診等の機会の確保等)

第十五条 県は、身体上又は精神上の障害があるため常時又は随時の介護を要する状態にある者その他の者であって歯科検診等を受けることが困難な状況にあるものについて、歯科検診等を受けることができる機会を確保し、及び提供するための環境の整備その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

○用語解説

PDCA サイクル

保健事業の向上や改善のために行う管理手法の1つです。計画を立て（Plan）、実行した（Do）後に、事業自体の評価を行い（Check）、計画の見直し（Act）を図ります。この一連の過程を1つのサイクルとして次の事業につなげることで、より良い保健事業の実現を目指します。

医科歯科連携

患者さんの大切な情報を共有するために、医科と歯科が密に連絡を取り合うことを言います。両科の連携は患者さんが継続性のある適切な医療を受けるためにも重要です。

かかりつけ歯科医

むし歯の治療や義歯の作成など、いざという時だけでなく、患者さんのライフサイクルに沿って口と歯に関する保健・医療・福祉を提供し、地域に密着したさまざまな役割を果たすことができる歯医者さんのことです。

噛ミング30（カミングサンマル）運動

地域における食育を推進するための一助として、より健康な生活を目指すという観点から、「ひとくち30回以上噛む」ことを目標として作られたキャッチフレーズです。

学校保健統計調査

文部科学省が実施する調査で、学校保健行政上の基礎資料を得ることを目的に、幼児、児童、生徒の発育状態や健康状態を調べます。

健口（けんこう）体操

食事をおいしくたのしく安全に食べるために行うお口の体操です。だ液の分泌を促すマッサージ、お口や表情の動きをよくする運動などがあります。

健康福祉センター

保健所として地域の方々の健康の維持や増進を図るために、生活習慣病、心身障害児の療育、歯や口腔の健康などに関する相談や指導を行う施設です。栃木県には 5 か所（県西・県東・県南・県北・安足）あります。

県民健康・栄養調査

県民の食生活や身体状況、普段の生活習慣などの実態を把握するために行う調査です。1 日の食事状況などを調べる「栄養摂取状況調査」と医師等による身体計測や血液検査、問診等を行う「身体状況調査」の 2 つがあります。ご協力いただいた調査結果は、今後どのように県民の健康づくりを進めればよいかを考える上で、貴重な資料になります。最新の調査は平成 21 年に行われ、県内 60 地区に住む 1,107 世帯 2,741 人の方に協力いただきました。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/kenkoudukuri/kenmineiyoutyousa.html>

口腔がん

お口の中にできるがんで、舌、^{ほお}頬の粘膜、歯肉などさまざまな部位に発生します。お口の中の不衛生や、喫煙、飲酒がその発症にかかわるといわれています。

口腔ケア

歯を磨く、義歯の手入れをするなど、お口の中をきれいにするを言います。口腔ケアは歯の病気を予防したり、食べる・話すなどお口の働きを保つために役立ちます。

口腔機能

「食べる・話す」といった、社会の中で健康な生活を営むための基本となる機能です。この働きが悪くなると、食べられなくなるために栄養が偏ったり、エネルギーが不足したりすることで、筋力や抵抗力が落ちたりすることがあります。筋力の低下は運動不足や寝たきりの原因にもなります。また、免疫力が低下すると、さまざまな病気にかかりやすくなります。からだを健康に保ち、充実した生活を送るためにも、お口の働きを保つことが重要です。

誤嚥、窒息、誤嚥性肺炎

食べ物を噛んだり、飲み込んだりする働きは年齢とともに低下します。そのため、飲み込んだものが誤って肺の方に入ってしまうこと（誤嚥）が多くなります。しっかりと咳をして出すことができないと、そのまま詰まってしまう、息ができなくなること（窒息）や、肺に入ったものの影響で肺炎を起こす（誤嚥性肺炎）ことがあり、命にかかわる問題が生じます。口腔ケアをしっかり行うことや口腔機能を保つことで、これら

は予防できます。

歯科検診・歯科健診

お口の中がきれいに保たれているか、病気はないかなど、定期的にチェックしてもらうことを言います。むし歯や歯周病、口腔がんは自分が気付かないうちに進行していることがあり、定期的な受診は早めの発見にもつながります。

歯科専門職

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士のように歯科にかかわる専門的な知識や技術を持つ人たちを指します。

歯科保健指導

お口の健康を保つために、口腔ケアの仕方や食習慣、生活習慣の指導などを行なうことです。指導は歯科医師や歯科衛生士が行います。歯科診療所だけでなく、学校の健康教育や職場の健診など、さまざまな場面で保健指導を受ける機会があります。

歯周炎・歯周病

歯を支えている組織が壊される病気です。むし歯とともに、歯を失う原因の 1 つになります。お口の不衛生、喫煙、歯並びの悪さや糖尿病などがこの病気と関連しています。病気が進むと治療が難しくなるので、早めの治療はもちろんのこと、何よりも予防が大切です。

障害児者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）などの障害によって、継続的に日常や社会での生活にさまざまな制限を受けることのある方を指します。

食育

食育とは、さまざまな経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。とくに、体や心の成長過程にある子どもにとって食育は人間性の形成や生きる力を身につけるために重要です。また、適切な食生活は生活習慣病の予防にもつながるため、食育はあらゆる世代の人々に必要です。

生活習慣病

生活習慣がその発症や進行に深くかかわる病気をまとめた呼び方です。本計画では主に急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、がんを対象にしています。

生活の質（Quality of Life: QOL）

世界保健機構（WHO）によれば、QOL とは「文化や価値の体系、個人の目標、価値基準や関心にのっとった個人の認識」であり、概念です。今の自分の状態が良いか悪いかを測る客観的な基準はありません。その認識や判断は、その時々々の心身の状態、社会的・経済的な状況、それまでの経験や価値観などによって変わります。

セルフケア

歯磨き、うがいやだ液腺マッサージのように、歯や口腔の健康のために自分で行うケアです。

栃木県在宅医療連携ネットワーク事業

生活習慣病のような慢性疾患では、長期にわたる療養が必要になります。地域での療養が不自由なく受けられるためには、医療機関や在宅支援にかかわる機関、施設間の連携が重要です。本事業はそうした連携を進めることを目的とし、地域の関係機関の連携体制の検討会や、資質向上のための研修、事例検討などの事業を行っています。

栃木県歯科保健推進協議会

歯科保健対策の推進や歯科保健基本計画の策定など、栃木県の歯科保健にかかわる問題について検討するために設置された協議会です。歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会、老人福祉施設協議会、保育協議会、保健師業務研究会、産業保健推進センター、栄養士会など、歯科にかかわるさまざまな人々が協議会委員になっています。

栃木県心身障害児歯科医療システム

歯や口腔の病気で困っている障害児者が適切な医療を受けられるようにすることを目的として作られたシステムです。栃木県歯科医師会により地域ごとに「障害者歯科相談医」が登録されており、相談医が障害児の家族や支援者からの相談を受け付けています。障害の程度や病気の状態に応じてどのような医療機関で治療を受ければよいかを判断し、必要があれば設備の整った病院に紹介して治療が受けられるよう連携を図ります。

<http://www.tochigi-da.or.jp/syougainoarukatahe.html>

栃木県要介護高齢者・障害児者の歯科保健医療に関する実態調査

要介護高齢者や障害児者に対する歯科診療、保健指導の状況を把握するために、平成23年9-10月に保健福祉部健康増進課が実施した調査です。施設入所者の歯科に関する健康管理体制や実施状況について質問しました。県内すべての介護保険施設と入所型の障害児者福祉施設を対象に調査を行い、220施設から回答をいただきました（回答

率 87%)。この調査結果は本計画を策定する際の資料として活用されています。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/shika/tyousa1.html>

とちぎ健康21プラン (H13~24)

社会の高齢化が進み、また、生活習慣病などの慢性疾患が増えています。健康づくりや病気の予防を積極的に推進するために、平成 12 年に国民健康づくり運動として「健康日本21」が開始されました。また、平成 14 年に健康増進法が公布され、その中で都道府県も健康増進計画を定めることが記されています。とちぎ健康21プランは「みんなでつくろう生涯健康とちぎ」をスローガンに、すべての県民が健康で心豊かに生活できる活力ある社会の現実を目指して策定された計画です。健康づくりは個人の健康観に基づいて主体的に取り組む課題ですが、社会全体でもその取組を支援します。

とちぎ歯の健康センター

心身障害者の診療のほか、地域の健康教室等での歯科相談、幼稚園・保育園等での歯科相談や歯科保健指導、歯科診療バスを利用したへき地の巡回診療や福祉施設などの巡回歯科相談・指導などを行っています。

乳幼児健康診査

母子保健法に基づいて、1歳6か月児と3歳児を対象として市町村が行う健康診査です。体の発育やこころの発達、歯の状態などについて評価します。

8020 (ハチマルニイマル) 運動

80歳で健康な自分の歯を20本以上残そうという運動です。年を重ねてもおいしく食べ物を食べるために、自分の歯を残すことは大切です。「8020」の中間目標として、「6024 (ロクマルニイヨン; 60歳までに健康な自分の歯を24本以上残そう)」もあります。

一人平均むし歯数

歯科健診で見つかったむし歯の総数を、健診を受けた人の人数で割った値です。健診を受けた人たちの中で、一人あたりどのくらいむし歯があるかを意味します。

標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル

日本歯科医師会が作成した歯科健診の具体的な指針です。これまでは、歯や口腔の病気の早期発見、早期治療といった重症化の防止に重点を置いていましたが、新たな指針では病気を予防し、お口の働きを維持するといった健康づくりを重要視しています。

フッ化物応用、フッ化物洗口・塗布

フッ素は自然界に広く存在する物質で、みなさんはその化合物を食事から摂取しています。むし歯予防を目的として、フッ素化合物を利用することをフッ化物応用と言います。フッ化物洗口は、フッ化物を混ぜた水でブクブクうがいをすることです。家庭で個別に行ったり、幼稚園・保育所や学校などで集団でおこなう方法があります。これに対し、フッ化物を直接歯に塗る方法がフッ化物塗布で、歯科診療上などで歯科医師や歯科衛生士が行います。塗布の場合は、自分でうがいのできない乳幼児にもフッ化物応用ができるというメリットがあります。

プロフェッショナルケア

歯の専門家が提供する保健医療福祉サービス全般を指します。歯科検診、セルフケアの指導、フッ化物の塗布、PMTC（Professional Mechanical Tooth Cleaning：自分で行なう歯磨きで落ちない歯の汚れを、歯医者さんで専用機器を使ってきれいにする）などがあります。

訪問歯科診療、訪問保健指導

在宅療養をしている患者さんが自宅や施設で受けられる歯科診療、歯科保健指導です。とくに要介護高齢者の多くは、お口に関する問題を抱えているにも関わらず、自分では歯科診療所を受診できない状況にあります。在宅療養中であっても、歯の病気を治療し、お口の働きを維持することは、生活の質の向上につながります。

むし歯（う歯）

お口の中の細菌が食べ物の残りかすを分解して作る酸が、歯の石灰質を溶かし、その結果、歯のエナメル質や象牙質などの硬い部分が失われる病気。歯周病と並び、歯を失う原因の1つです。お口の中をきれいに保つ、甘いものを控えるなど、日ごろの口腔ケアや食習慣、生活習慣に気をつけることで予防できます。

要介護高齢者等

日常生活に支援や介助を必要とする65歳以上の人、あるいは、加齢に伴う病気によって生活に支障をきたし、支援や介助を必要とする40歳から64歳までの人を指します。

○栃木県歯科保健基本計画策定関係者

栃木県歯科保健推進協議会委員名簿

(H24.2 現在)

No.	氏名	所属・役職等	備考
1	柴田 勝	栃木県歯科医師会 会長	会長
2	中津 道昭	栃木県歯科医師会 副会長(学校保健担当)	
3	瓦井 昭二	栃木県歯科医師会 常務理事(地域保健担当)	
4	尾形 直三郎	栃木県医師会 副会長	
5	林 幸子	栃木県歯科衛生士会 会長	
6	菊地 澄男	栃木県歯科技工士会 会長	
7	甲斐 典子	栃木県老人福祉施設協議会 理事 (特養うづま荘施設長)	
8	池田 和代	栃木県保育協議会 理事 (宇都宮市立西が岡保育園長)	
9	茂垣 幸夫	市町村代表(茂木町保健福祉課長)	
10	臼井 智子	栃木県市町村保健師業務研究会 副会長 (栃木市都賀総合支所健康福祉課)	
11	川俣 浩	中核市(宇都宮市健康増進課長)	
12	武藤 孝司	栃木県産業保健推進センター 所長	
13	川田 容子	栃木県栄養士会 理事(福祉協議会長)	
14	鈴木 美恵子	栃木県食生活改善推進団体連絡協議会 副会長	
15	青山 旬	栃木県立衛生福祉大学校 歯科技術学部長	

※敬称略

歯科保健基本計画策定ワーキンググループ

(H24.2 現在)

No.	ライフ ステージ	氏 名	所属等	備考
1	こども	関 和子	栃木市健康増進課	
2		神山 幸映	教育委員会事務局健康福利課	
3		星野 麻衣	栃木県県東健康福祉センター	
4		齋藤 美保子	栃木県県北健康福祉センター	
5		中里 由佳	栃木県こども政策課	
6		塩濱 真由美	栃木県健康増進課	
7		渡邊 敦子	栃木県健康増進課	グループリーダー
8	成人 ・ 高齢者	大出 浩子	宇都宮市健康増進課	
9		佐藤 菜苗	栃木県県西健康福祉センター	
10		稲葉 陽子	栃木県県南健康福祉センター	
11		小池 亜紀子	栃木県高齢対策課	
12		高橋 直子	栃木県健康増進課	グループリーダー
13	障害児者	芳野 眞知子	とちぎ歯の健康センター	
14		長沼 里栄子	栃木県安足健康福祉センター	
15		長谷川 真弓	栃木県障害福祉課	
16		渡辺 晃紀	栃木県健康増進課	グループリーダー
17	アドバイザー	坂入 博	とちぎ歯の健康センター 専任歯科医師	

※敬称略





お口の健康は
全身の健康へのパスポート!



栃木県歯科保健基本計画

平成 24 年 3 月 編集発行 / 栃木県

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20

栃木県保健福祉部健康増進課

TEL 028-623-3096 FAX 028-623-3920

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>